

豊中市男女平等教育推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市立学校園において男女平等教育の研究を進めるとともに、関係機関等が連携して、豊中市人権教育推進プランに基づく男女平等教育を推進し、もって男女共同参画社会の実現に資することを目的として豊中市教育委員会に設置する豊中市男女平等教育推進協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協議会を構成する関係機関等（以下「関係機関等」という。）による男女平等教育に係る情報交換・連絡調整に関すること。
- (2) 関係機関等が連携して行う学校園における男女平等教育の推進に関すること。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、豊中市立認定こども園長、豊中市立小学校及び義務教育学校前期課程校長、豊中市立中学校及び義務教育学校後期課程校長それぞれの代表並びに、次の表に掲げる関係機関等の代表（以下「委員」という。）で構成する。

| |
|-----------------------------|
| 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団 |
| 豊中市人権教育研究協議会事務局 |
| 豊中市立学校教育認定研究会（ジェンダー平等教育研究会） |
| 豊中市市民協働部人権政策課 |
| 豊中市教育委員会事務局学校教育課 |

- 2 協議会に会長を置き、会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会の会議の進行を行う。
- 4 協議会に若干名の副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、協議事項の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(協議会の招集)

第4条 協議会は、会長が招集する。

(実務者会議)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に実務者会議を置くことができる。

- 2 実務者会議は、第3条第1項の表に掲げる関係機関等より選任された男女平等教育に係る実務者等で構成する。
- 3 前2項に定めるもののほか、実務者会議について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、豊中市教育委員会事務局学校教育課人権教育係で処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年（2017年）4月1日より実施する。
- 2 この要綱の実施後最初に招集される協議会並びに会長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における協議会の招集及び会長が決定されるまでの協議会の進行は、事務局長が行う。

3 この要綱は、令和元年（2019年）6月1日より実施する。

4 この要綱は、令和6年（2024年）4月1日より実施する。